

相続・生前対策セミナー

～相続にまつわるトラブル回避～

令和6年8月22日

講師 弁護士 佐藤潤一

講師紹介

弁護士 佐藤潤一

山口・佐藤法律事務所

・佐賀県弁護士会事務局長（令和4年度）

九弁連子ども権利委員長

NPO法人 佐賀子ども支援の輪 専務理事 など

1. 相続発生前のトラブル回避術

Q. 相続発生前に、相続発生後のトラブルを回避するには？

1. 相続発生前のトラブル回避術

A. 遺言書を作成する

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言

1 - 1 - 1. 自筆証書遺言

(自筆証書遺言)

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、**遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。**

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の**目録**を添付する場合には、その目録については、**自書することを要しない。**この場合において、遺言者は、その**目録の毎葉**（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に**署名し、印**を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の**加除その他の変更**は、遺言者が、その場所を指示し、これを**変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印**を押さなければ、その効力を生じない。

1 - 1 - 1. 自筆証書遺言

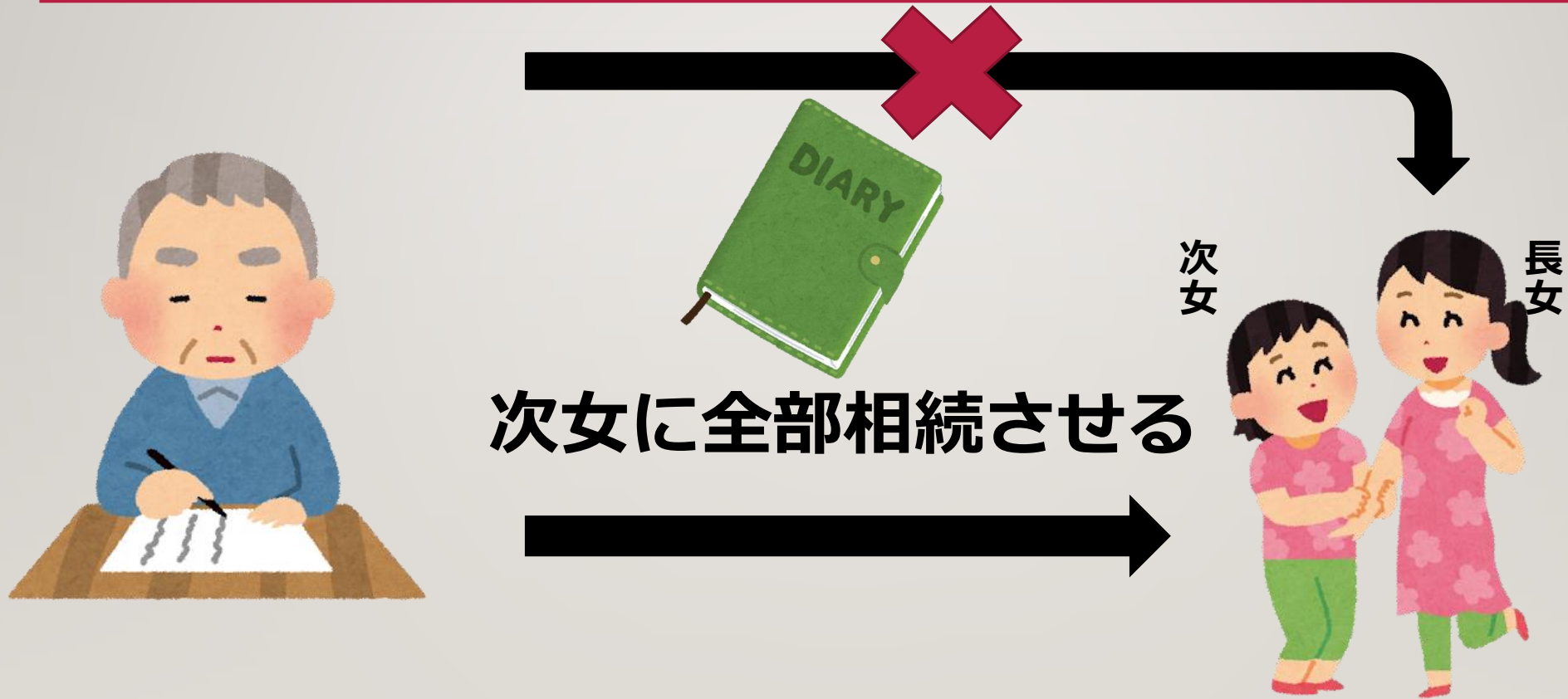
つまり・・・

- (1) 遺言者**本人**が**自筆**で**全文**を書く
- (2) **作成日付**を正確に自筆で書く
- (3) **氏名**を自筆で書く
- (4) **印鑑**を押す
- (5) **訂正**する場合には**印**を押し、**欄外**に**訂正箇所**を書いて**署名**

1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



1 - 1 - 1. 自筆証書遺言

妹だけが全部相続するなんて納得できない！
そもそも，日記に書いてあるだけで印鑑も押して無いし，遺言書として扱っていいの！？



長女

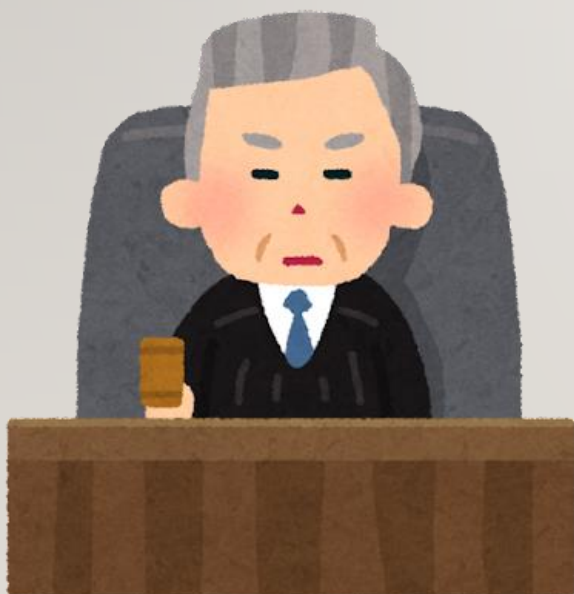
1 - 1 - 1. 自筆証書遺言

次女



そりゃ押印は無いけど、
本人のサインもあるし、
意思が明確に記されている
から遺言書として有効
にしてもいいんじゃない
のかしら・・・

1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



民法968条1項が自筆証書遺言の方式として**押印を要する**とした趣旨は、遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、**重要な文書の完成を担保**することにあると解される
ところ、本件書面が、遺言者が日々の出来事やそれに対する気持ちを記した**ノートの一部**であることを踏まえると、
本件書面中のサインが、遺言という重要な法的意味を有する
意思表示を記載した文書の作成を完結させる意義を有している
と認めることはできないから、本件書面は押印の要件を欠いており、
自筆証書遺言として無効である。

(東京地判平成25年10月24日判例時報2215号118頁)

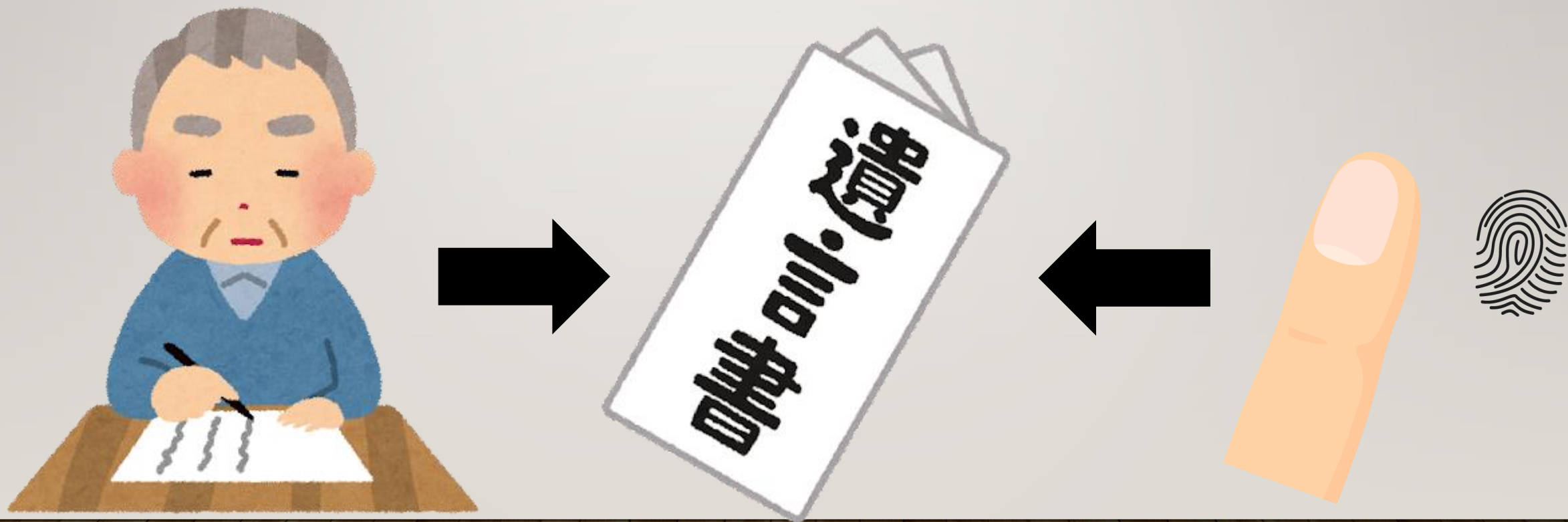
1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



しっかりした遺言書を作り
ましょう！



1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



1 - 1 - 1. 自筆証書遺言

法律では印を押すって
なってるじゃないの！
印鑑じゃないなら無効だ
わ！！

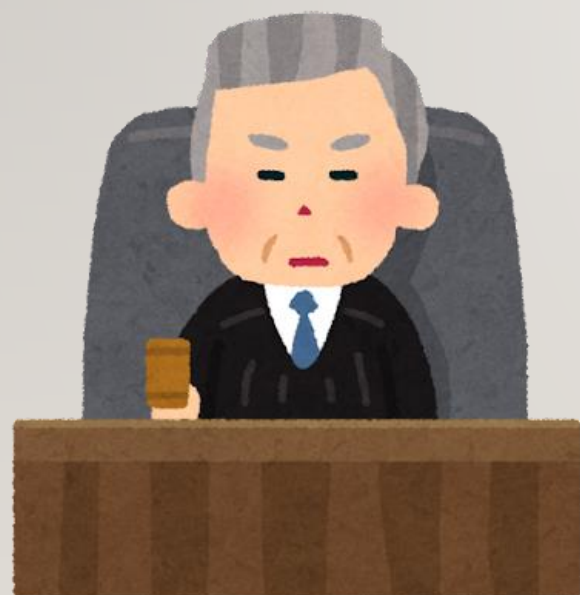


1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



けど、法律には「印を
押」すとしてしか定めが無い
し、本人のものだと分かる
ならいいんじゃない
の・・・

1 - 1 - 1. 自筆証書遺言



自筆証書遺言における押印としては、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること、いわゆる指印をもって足りる。

(最判平成元年2月16日)

1-1-1. 自筆証書遺言



できれば「実印」を押し
ましょう！



1 - 1 - 2. 公正証書遺言

(公正証書遺言)

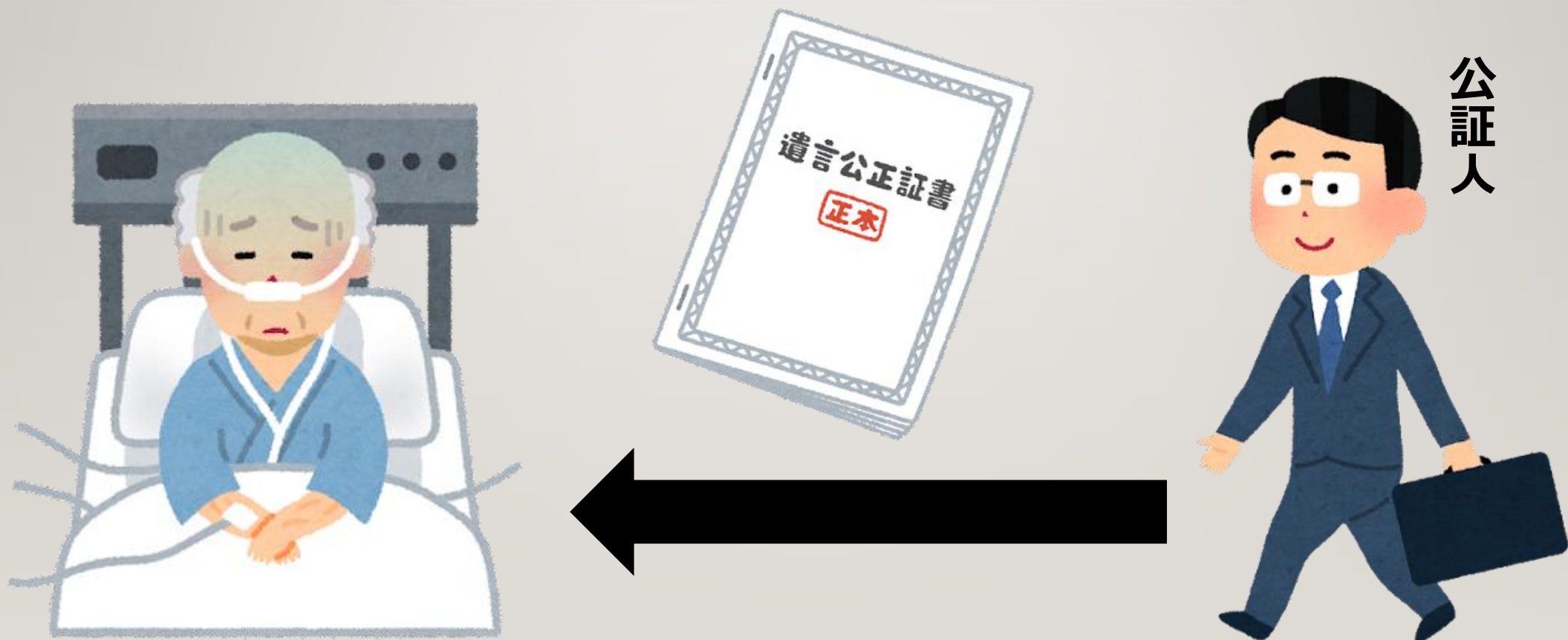
第九百六十九条 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

1 - 1 - 2. 公正証書遺言



1 - 1 - 2. 公正証書遺言



1 - 1 - 2. 公正証書遺言

あんなに具合が悪かった
お父さんが、自分の意思
を伝えることなんて出来
なかったんじゃない！？

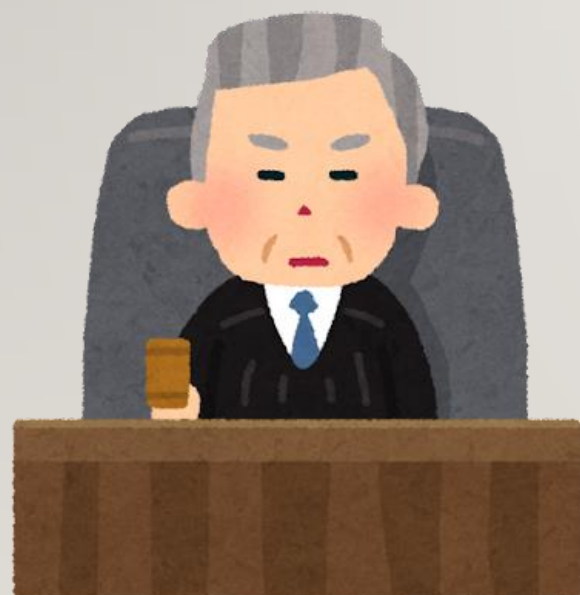


1 - 1 - 2. 公正証書遺言



公証人の先生が大丈夫
だって太鼓判押して作っ
てくれてるんだから、有
効に決まってるじゃない
い・・・

1 - 1 - 2. 公正証書遺言



末期膀胱癌の患者が死亡の6日前に病床で行った公正証書遺言につき、遺言者は、薬剤の影響と思われる傾眠傾向や精神症状が頻繁に見られるようになっており、本件遺言作成時の状況も、公証人の問いかけに受動的に反応するだけで、公証人の案文読み上げ中に目を閉じてしまったりしたほか、自分の年齢を間違えたり、不動産を誰に与えるか答えられないなど、前記の症状と同様のものが見受けられたこと、本件遺言の内容は予定されていた草案から変更されており、遺言者の直近の意思と異なる遺言が作成されていることなどにかんがみると、本件遺言作成時に遺言者は遺言能力を欠いていたと認めるのが相当である。

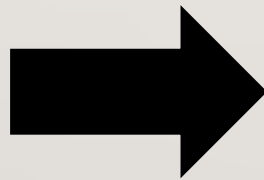
(東京高判平成25年8月28日)

1 - 1 - 2. 公正証書遺言

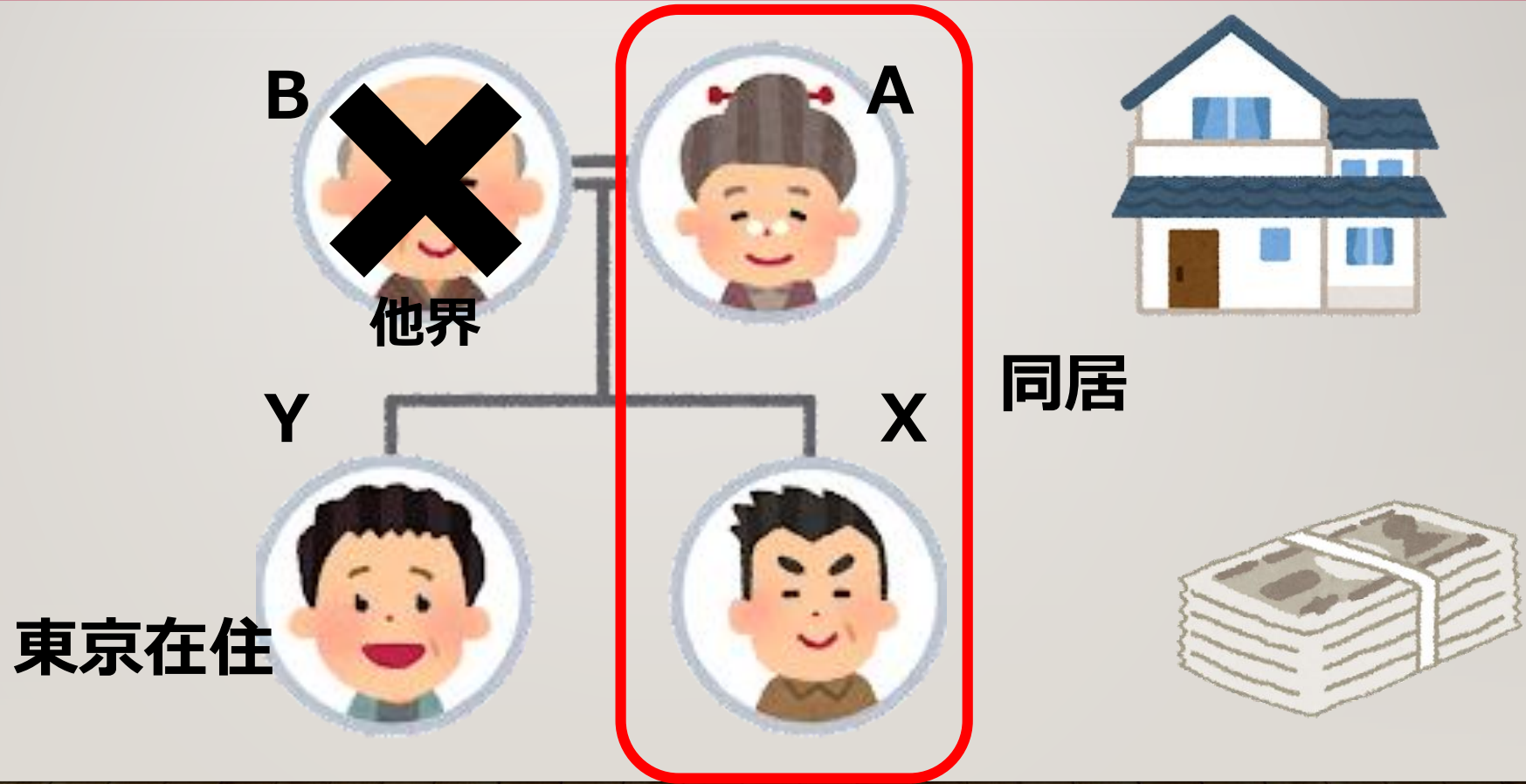


遺言者の状態によっては一刻を争う場合もあるので、すぐにご相談されることをおすすめします。

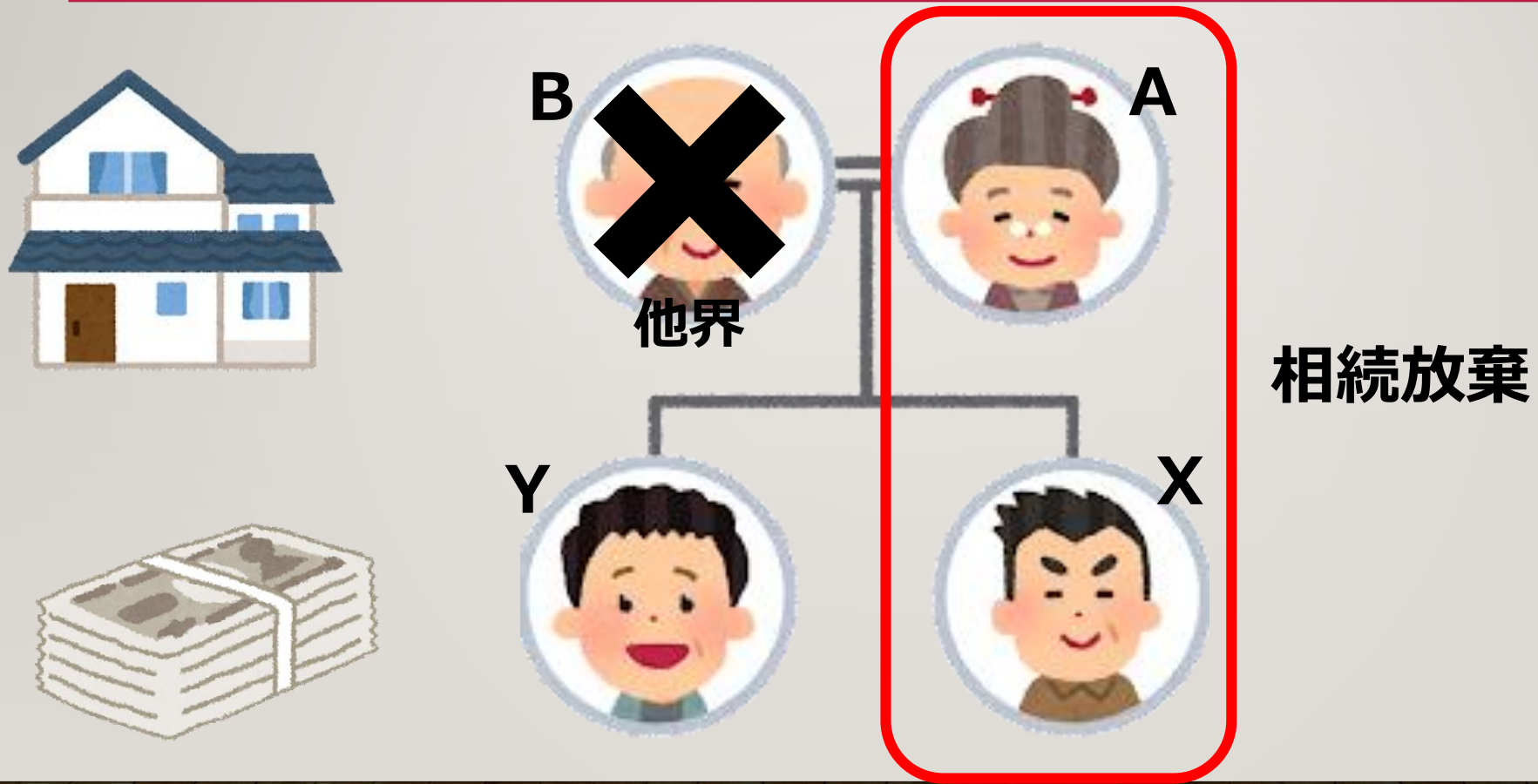
1 - 1 - 3. 秘密証書遺言



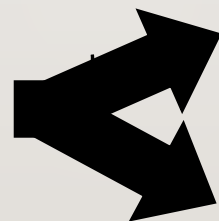
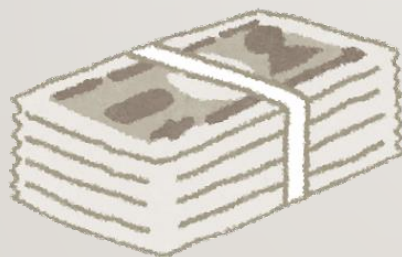
1 - 2. 生前の財産管理



1 - 2. 生前の財産管理



1 - 2. 生前の財産管理



Bの葬儀費用



法要の費用



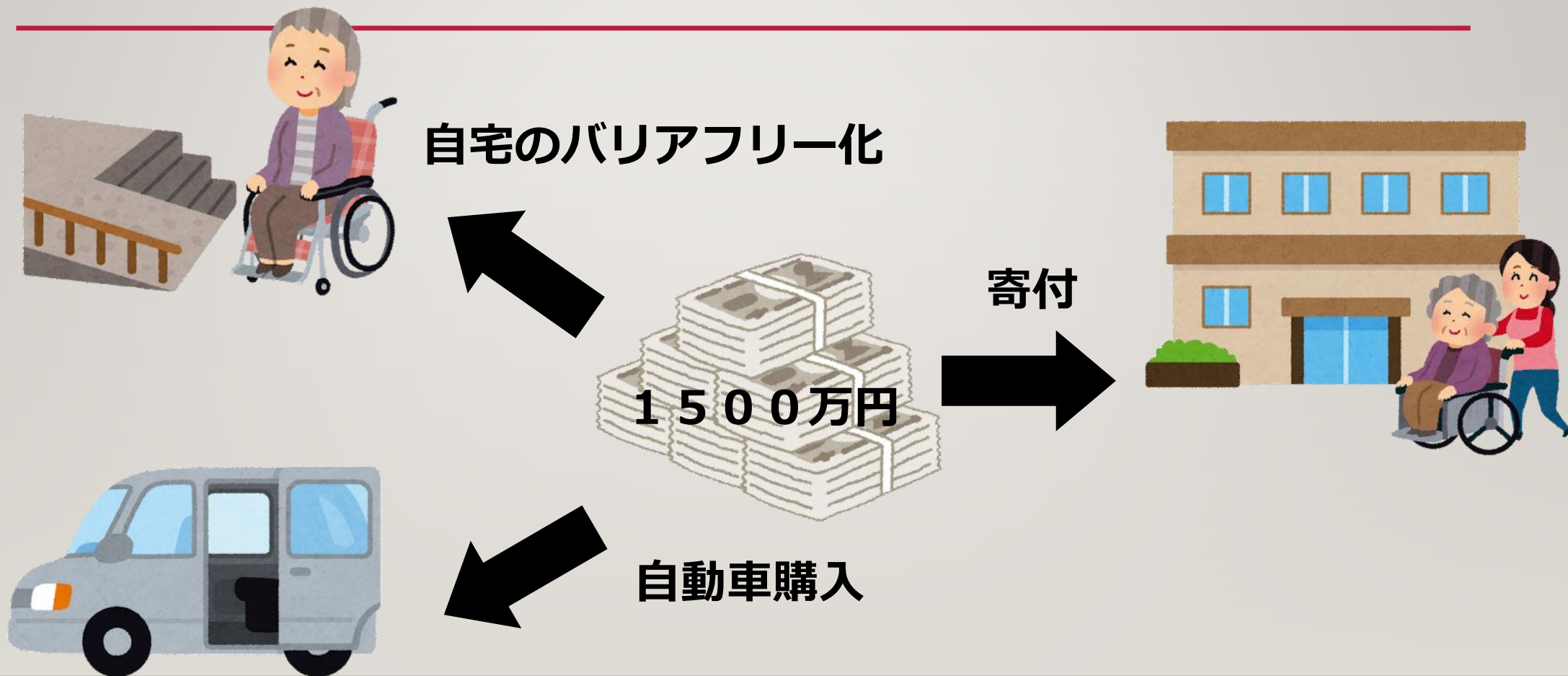
1 - 2. 生前の財産管理



1 - 2. 生前の財産管理

私, Aは, 施設入居時及び入院中, 土地・家屋の売買, 葬儀等に関する諸費用全ての金銭管理使用について, N区O在住の実子Y家族に一任いたします。

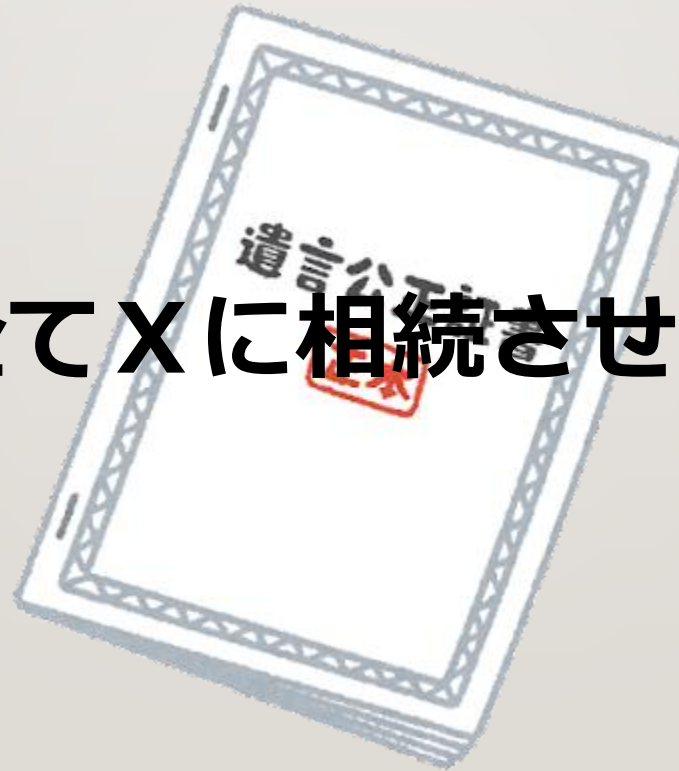
1 - 2. 生前の財産管理



1 - 2. 生前の財産管理



全てXに相続させる



1 - 2. 生前の財産管理



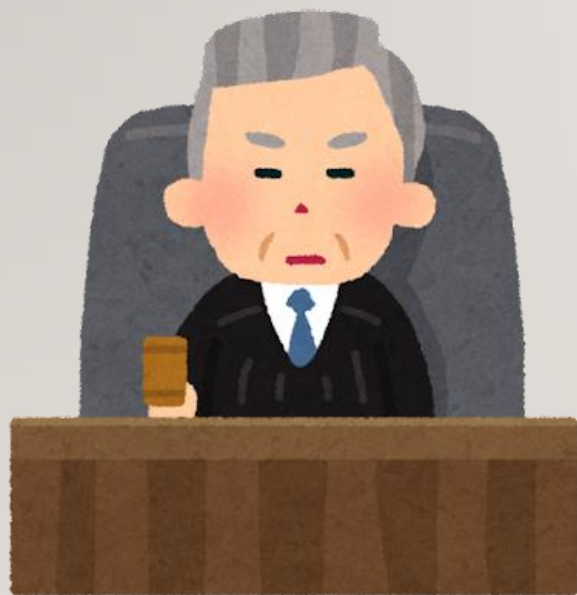
おふくろの遺産は全部俺が
相続したんだ！
これまでお前がおふくろの
口座から出したお金は不正
なものだったんだから、使
い込んだお金を返せ！！！！

1 - 2. 生前の財産管理

なにおうっ！
お母さんは、私にお金の管理を一任
するって書面まで作ってるんだか
ら！
それに、お金の使い道は、お母さん
の指示でもあるのよ！車だって車イ
スに乗るやつだし、バリアフリーも
お母さんのための工事よ！



1 - 2. 生前の財産管理



- ・ 本件書面は、自宅の土地及び建物並びにBの葬儀、法要の費用等に関連する金銭使用管理について一任するとの内容であり、包括的・全面的なものではない。
- ・ Bの葬儀費用についてはAが承諾しているといえるが、自動車購入とY宅のバリアフリー化はAの承諾もないし、Aのためのものでもない。
- ・ 約550万円の返還請求を認めた。

1 - 2. 生前の財産管理



トラブルとなったポイントは、

- ・ Xを無視して作られた書面
- ・ 使途がAの利益になっていない

1 - 2. 生前の財産管理



トラブル回避のポイント

- ・ 財産状況の確認
- ・ 当事者全員でルールを作る
- ・ 透明性の確保
- ・ 財産管理契約, 任意後見契約,
民事信託の活用

2. 相続発生後のトラブル

遺産分割時によく出るワード・・・

① 特別受益

② 寄与分

2. 相続発生後のトラブル

よくある例・・・



遺産分割協議

① 特別受益

② 寄与分

2-1. 特別受益

(特別受益者の相続分)

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは**生計の資本として贈与**を受けた者があるときは、被相続人が**相続開始の時に**おいて**有した財産の価額**にその**贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

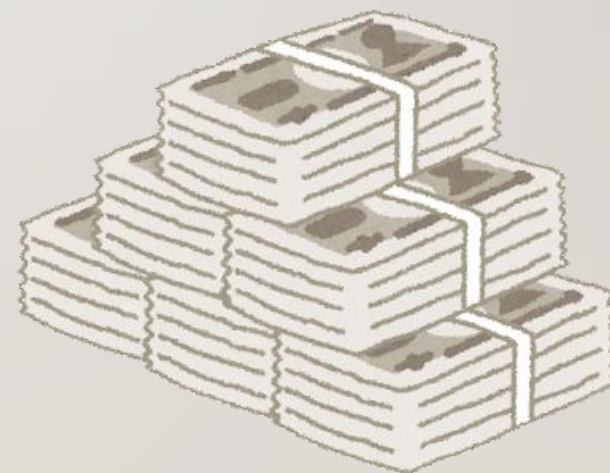
4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

2-1. 特別受益



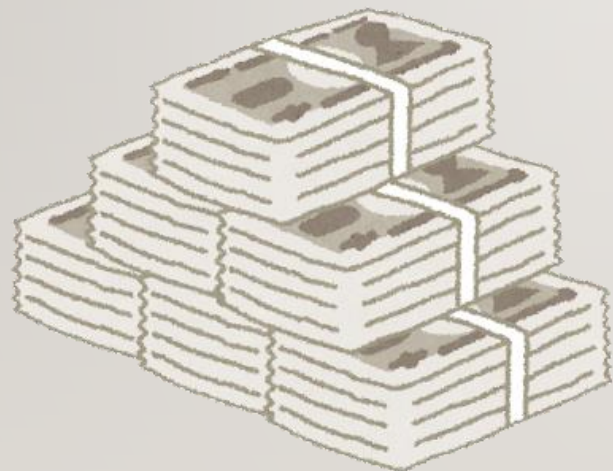
• • •

遺産

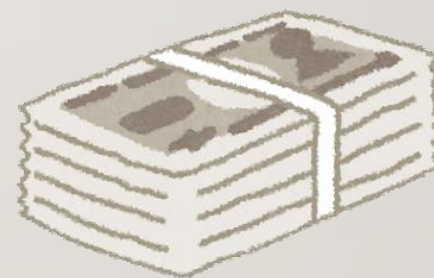


2-1. 特別受益

遺産

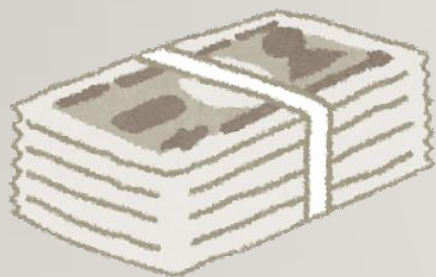


生前贈与など



2-1. 特別受益

生活費の援助



結婚資金の援助



住宅資金の援助



高額な学費



2-1. 特別受益



2-1. 特別受益

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その**保険金受取人が自らの固有の権利として取得する**のであって、保険契約者又は被保険者から**承継取得するものではなく**、これらの者の**相続財産に属するものではない**というべきである（最判昭和40年2月2日）

死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ**保険料と等価関係に立つものではなく**、被保険者の**稼働能力に代わる給付でもない**のであるから、実質的に**保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない**（最判平成14年11月5日）

2-1. 特別受益

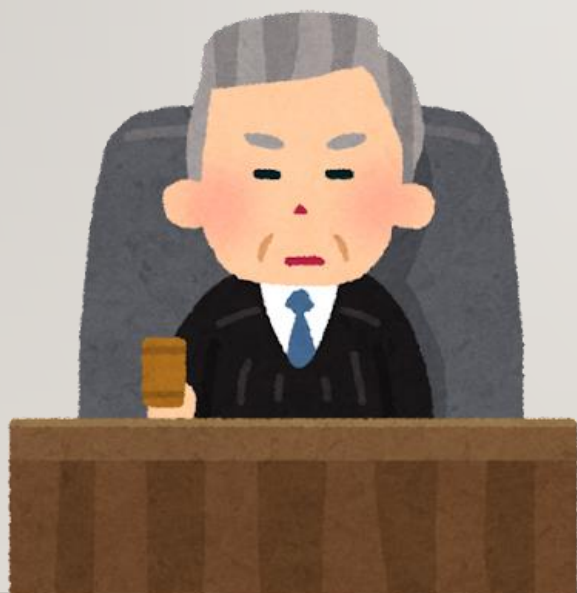


2-1. 特別受益

親父はまったく遺産がなかったのに、兄貴だけが保険金を受け取るなんてのは不公平じゃないか！しかも保険料は親父が払ってたんだぞ！！！！



2-1. 特別受益



養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である

もつとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である**保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったもの**であり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である**相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合**には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は**特別受益に準じて持戻しの対象となる**と解するのが相当である。

上記特段の事情の有無については、**保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべき**である。

(最判平成16年10月29日)

2-1. 特別受益

- ・ 持戻額については，被相続人が支払った保険料額とする見解
- ・ 受取人が受領した保険金額とする見解
- ・ 被相続人死亡時の解約価額とする見解

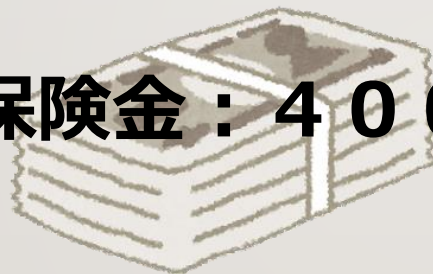
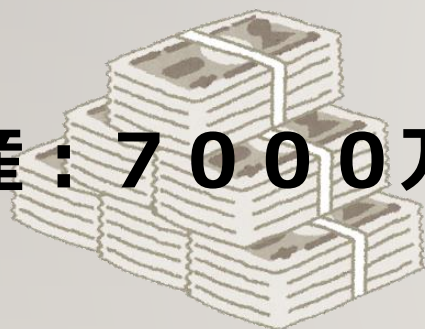
2-1. 特別受益



特段の事情あり（東京高決平成17年10月27日）
持戻しの額は、保険金額全額

2-1. 特別受益

遺産：7000万円 保険金：400万円



特段の事情なし（大阪家塚支審平成18年3月22日）
持戻しの必要なし

2-1. 特別受益



もらった、もらっていないの
争いになることが多いので、
遺言書に特別受益の内容を記
載したり、当時の資料を残し
ておくこと。
できれば相続人を平等に扱う。

2-1. 特別受益



個別事情によって結論が変わるため、まずはご相談いただくことが一番です。

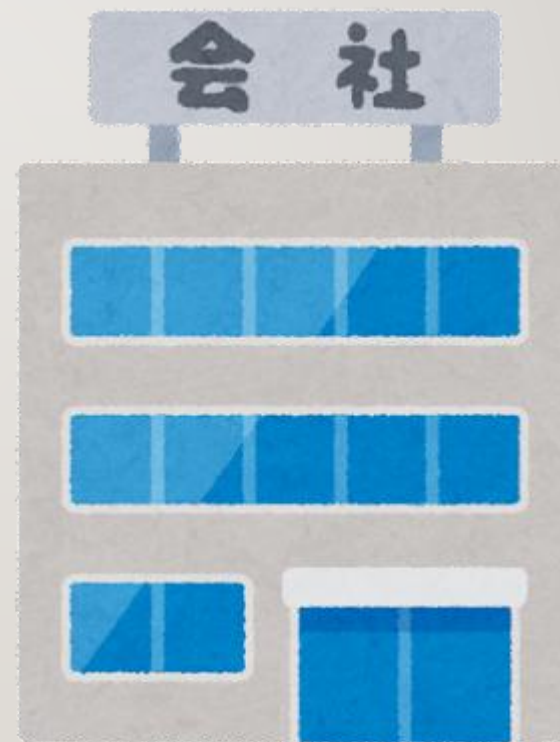
2-2. 寄与分

(寄与分)

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の**事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法**により被相続人の**財産の維持又は増加について特別の寄与**をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の**寄与分を控除したものを相続財産**とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

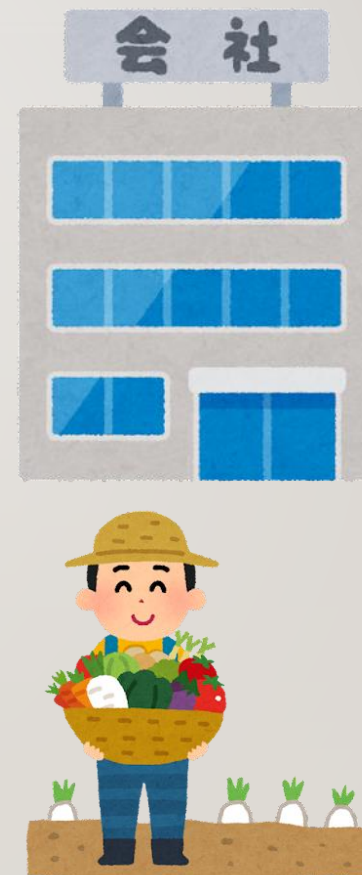
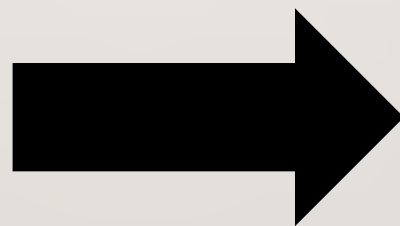
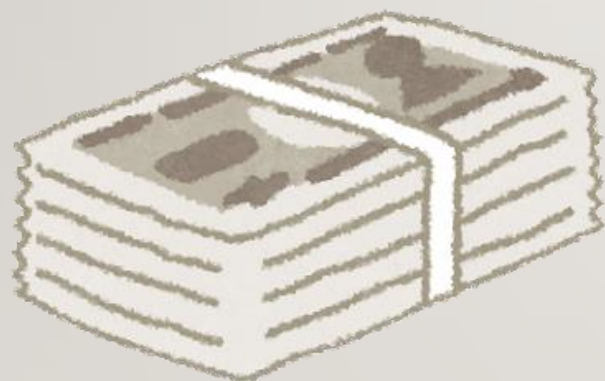
2-2. 寄与分

(1) 家事従事型



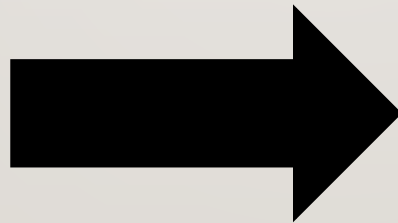
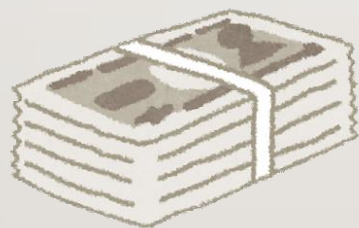
2-2. 寄与分

(2) 出資型



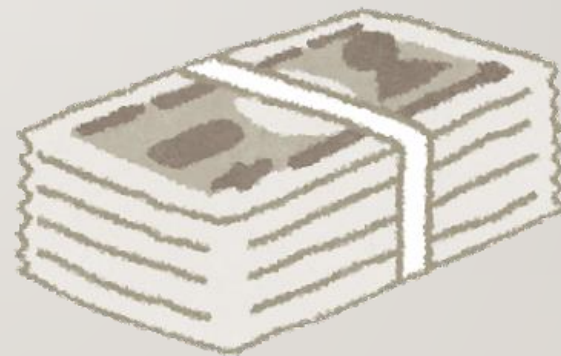
2-2. 寄与分

(3) 財産給付型



2-2. 寄与分

(4) 扶養型



2-2. 寄与分

(5) 養護看護型



2-2. 寄与分



4年間継続

寝たきり（要介護4）



摘便



生活費として10万円

2-2. 寄与分



大したお金ももらわずに、
すべての面倒をみてきた
んだから、私の貢献は評
価されるべきよ！

2-2. 寄与分

お前の生活費分のお金も
もらっていたんだから、
「特別な寄与」だと言え
ないだろう！！！！



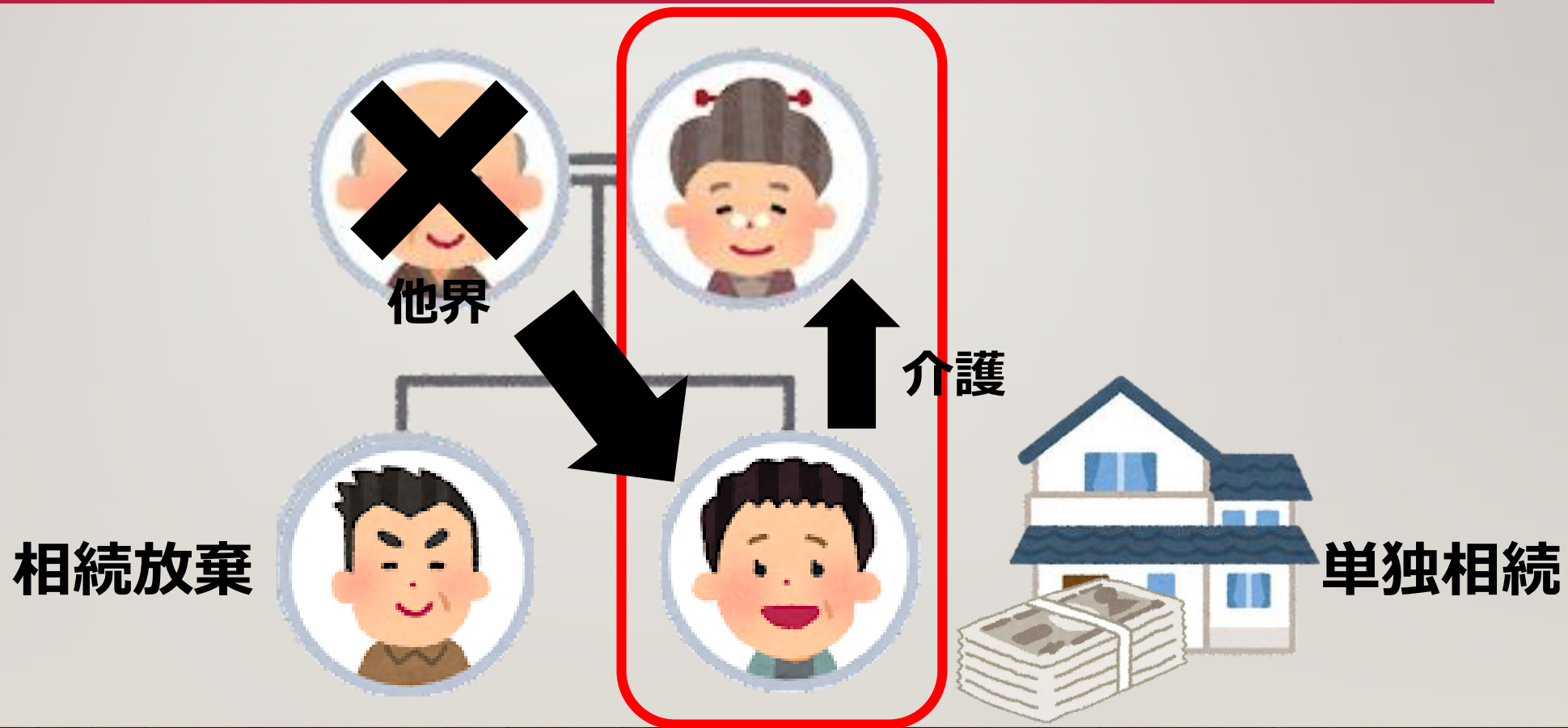
2-2. 寄与分



無償で継続的に被相続人の看護に専従して特別の貢献をし、これによって介護費用の出費を減少させ、被相続人の財産の維持に特別の寄与をしたと認めることができる。

(東京高決平成29年9月22日)

2-2. 寄与分



2-2. 寄与分



在宅介護の場合

- ・ 対価授受の有無（無償性）
- ・ 介護の期間，程度（専従性）

がポイント。

単なる介護だけでは寄与分が認められない傾向にあることや，事情によっては全く逆の結論になることもあるので，詳しくはご相談ください。

2-2. 寄与分



トラブル回避のポイントは・・・
お金の流れが不透明だからこそ
後々トラブルになるので、介護の
対価として受け取る場合でも、
きょうだいとよく話しあって理解
を求めておく。

さいごに



避けられないトラブルもあるため、
その場合のリスクをいかに小さく
するかがポイントです。
リスクの有無や大きさを把握する
ためには、弁護士にご相談される
ことをオススメします。

さいごに

ご清聴，ありがとうございました。